

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）は

共同で「受動喫煙防止の普及啓発」に取り組んでいます。



2020年4月1日から  
多数の人が利用する施設は

# 原則屋内禁煙

- ・ 屋内は決められた喫煙室以外は禁煙です。
- ・ 喫煙室のある施設には標識が掲示されます。



千葉市 受動喫煙

検索

路上喫煙にもご注意ください！

路上喫煙による火傷の危害等から安全を確保するため「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」では、下記取締り地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙等に対し、2,000円の過料を科します。

<取締り地区：JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区>